

保険商品ラインアップの追加についてご案内

株式会社北越銀行（頭取 佐藤 勝弥）では、2019年7月8日（月）から生命保険商品2商品の取扱いを開始いたします。当行では、今後も多様化するお客さまのニーズにお応えできるようラインアップの充実に努めてまいります。

記

1. 商品の概要

【一時払終身保険】

商品名	しあわせ、ずっと2
引受保険会社	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
特徴	<p>ご契約時に「積立コース」または「定期支払いコース」のいずれか一方のコースをご選択いただきます。</p> <p>(1) 「積立コース」は、契約日の積立利率にて複利運用します。また、目標値を設定することで、契約日以後に、解約払戻金の円換算額が目標到達した場合、自動的に円建終身に移行します。</p> <p>(2) 「定期支払コース」は、定期支払金として毎年決まった額を毎年受け取ることができます。</p> <p>(3) 生涯にわたる死亡保障があり、大切なご家族に遺すことができます。</p>
取扱店	全営業店

【平準払い個人年金保険】

商品名	ステイゴールド
引受保険会社	大樹生命保険株式会社
特徴	<p>(1) 日本より比較的金利の高い国の国債などで運用する「外貨建個人年金保険」です。</p> <p>(2) 以下の為替リスクを抑えるしくみがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎回、円建の一定金額をお払い込みいただくため、ドルコスト平均法により為替リスクの軽減が期待できます ・ 円安が続いた場合など、保険料のお払込を一時的に停止することができます。 ・ 年金開始時等に円高となった場合など、「年金開始日の繰下げ」、「年金のすえ置き支払」を活用することができます。 ・ 「自動判定特約」の付加により、指定通貨建の年金を円に換算して受け取るか指定通貨のまますえ置きかを自動的に判定することができます。 <p>(3) 個人年金保険料控除により所得税・住民税が軽減されます。</p> <p>※所定の条件を満たす必要があります。</p>
取扱店	全営業店、暮らしの応援ひろば、ローンプラザ

2. 取扱開始日

2019年7月8日（月）

[しあわせ、ずっと2](#) (PDF732KB)

[ステイゴールド](#) (PDF232KB)

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 北越銀行

営業統括部 営業企画室

担当：大野・猪飼

TEL 0258-35-3111

この資料は、商品内容すべてを記載したものではありません。この保険のご検討ならびにご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」等を必ずご確認ください。

2019年5月版

商品概要書
募集補助資料

しあわせ、ずっと²

MS&AD 三井住友海上プライマリー生命

円建終身移行特約付通貨選択利率更改型終身保険

死亡保障充実特約付通貨選択利率更改型終身保険(定期支払特約付)

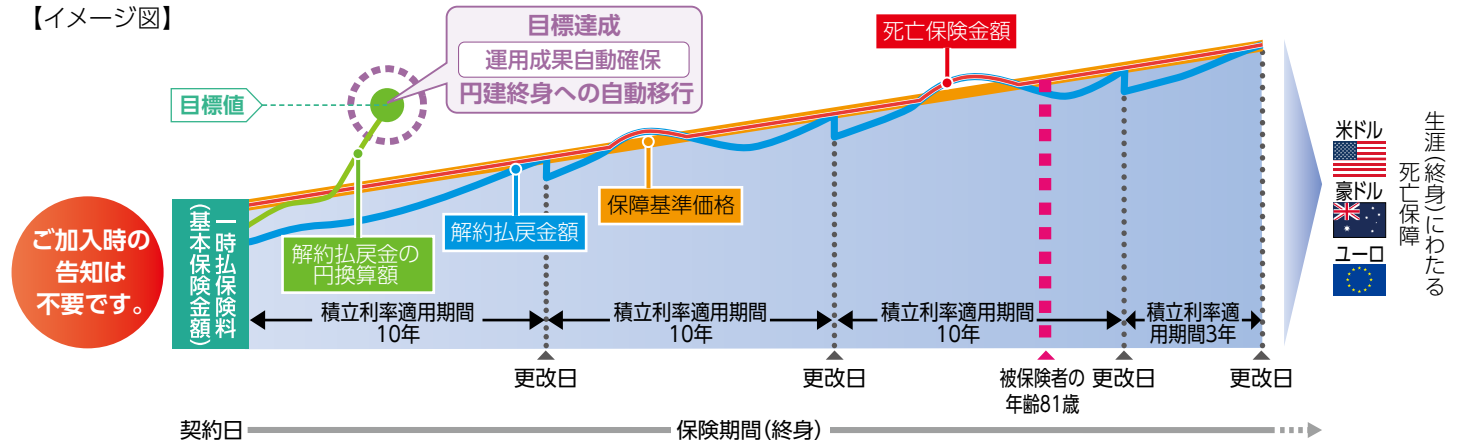
「しあわせ、ずっと2」は、米ドル、豪ドルおよびユーロでの運用ができる、通貨選択型の定額終身保険です。

商品のしくみと特徴

ご契約時に「積立コース」または「定期支払コース」のいずれか一方のコースをご選択いただけます。

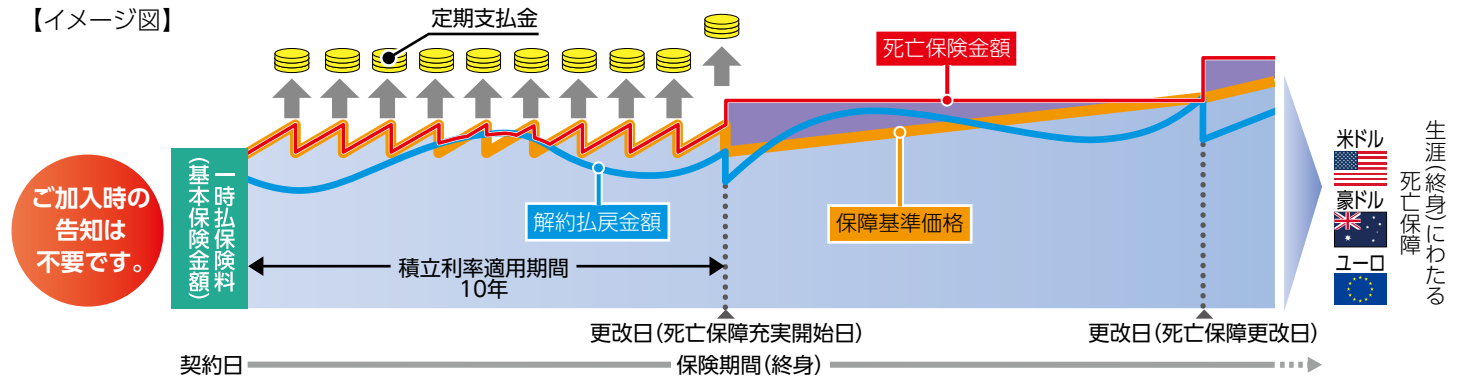
積立コース 契約時は契約日の積立利率で、契約後は各更改日に適用される積立利率で、積立利率適用期間ごとに複利運用します。また、円建て資産自動確保*1機能を備えています。 *1 外貨建てで運用している資産を円建てで自動確保することをいいます。

【イメージ図】



定期支払コース 契約日後の毎年の契約応当日に被保険者が生存している場合、契約通貨建ての定期支払金を解約控除なしにお受取りいただけます。また、死亡保障充実機能を備えています。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

商品の概要

保障内容	死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお受取りいただけます。			
保険期間	終身	解約払戻金	あり	配当金	なし

主な取扱規程

契約年齢範囲 (契約日における被保険者の満年齢)	積立コース 0歳～87歳	定期支払コース 0歳～80歳	契約通貨	米ドル/豪ドル/ユーロ
一時払保険料 (基本保険金額)*2 ※括弧内は円入金特約付加時	積立コース 最低:1万通貨単位(100万円) / 最高:契約日時点の円換算額5億円(5億円)	定期支払コース 最低:1万通貨単位(100万円) / 最高:契約日時点の円換算額3億円(3億円)		
付加できる特約*3	円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、遺族年金支払特約、介護年金移行特約、年金移行特約、指定代理請求特約			

*2 外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により上記最高額、最低額を適用します(ユーロのお取扱いはありません)。

*3 募集代理店によって、お取扱いのない特約があります。

「しあわせ、ずっと2」は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、また、元本割れることがあります。解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。

1. 保険の目的・特徴

■ 保険の目的

【積立コースを選択した場合】

- 遺族への一生涯の死亡保障を準備すること
- 契約通貨に応じた所定の積立利率にもとづき、外貨建てで資金を運用し、将来に向けた資産形成を行うこと

【定期支払コースを選択した場合】

- 遺族への一生涯の死亡保障を準備すること
- 契約通貨に応じた所定の積立利率にもとづき、外貨建てで資金を運用し、毎年の契約応当日に定期支払金を受け取ること

■ 保険の特徴

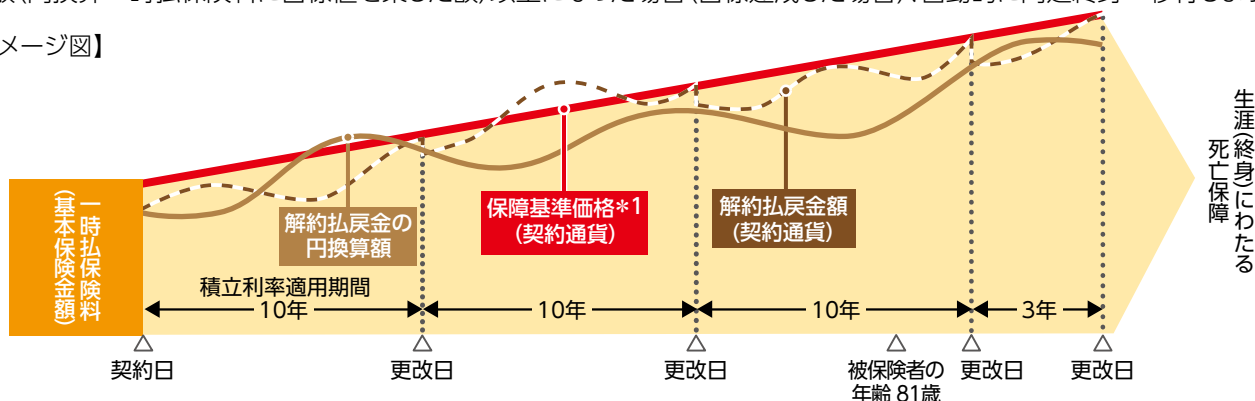
1 貯蓄機能

- この保険は、一時払保険料を契約日および更改日に適用される積立利率で、積立利率適用期間ごとに運用します。
- 積立利率は、一時払保険料に適用される利率(契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差し引いた利率)をいいます。
- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。

積立コース

- 積立コースでは、目標値(105%~200%の1%単位)を設定することで、契約日以後、解約払戻金の円換算額が設定した目標額(円換算一時払保険料に目標値を乗じた額)以上になった場合(目標達成した場合)、自動的に円建終身へ移行します。

【イメージ図】

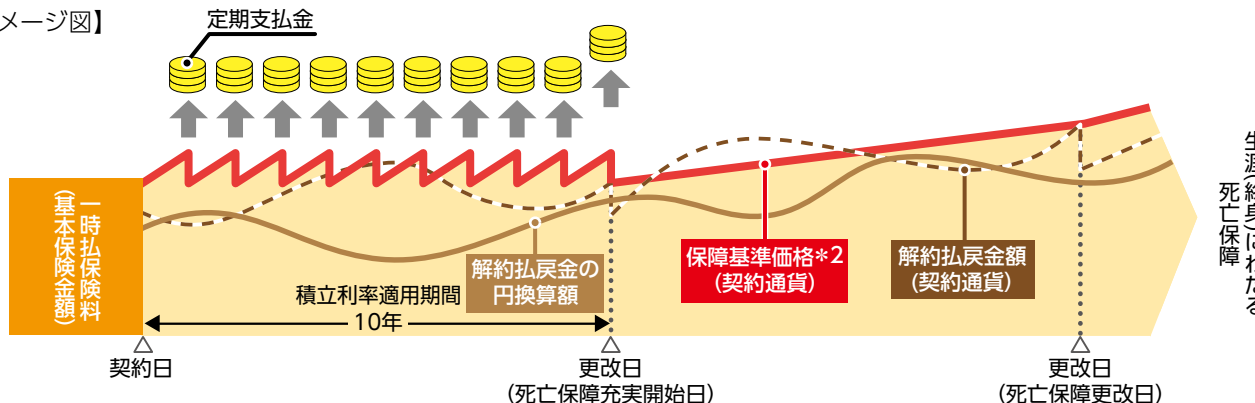


*1 保障基準価格とは、一時払保険料に積立利率を適用して経過した期間により計算した価格です。

定期支払コース

- 定期支払コースでは、契約日後の毎年の契約応当日始に被保険者が生存している場合、契約通貨建ての定期支払金(契約日または更改日の積立利率による1年間の利息相当分)を解約控除なしにお支払いします。この定期支払金の額は、一時払保険料に契約日の積立利率を乗じて算出します。

【イメージ図】



*2 保障基準価格とは、一時払保険料に積立利率を適用して経過した期間により計算した価格です。定期支払金支払後は、支払前の保障基準価格から定期支払金の額を差し引いた額に改められます。死亡保障充実開始日以後は、保険金額を基準として経過した年月数により計算した価格です。

※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。なお、上図の更改日における解約払戻金額(契約通貨)は、保障基準価格と同額となりますが、更改日の翌日に市場調整がマイナスに影響した場合を併せて図示しています。

※更改日(積立コースは契約日を含む)における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後、3年ごとの年単位の契約応当日に更改します。

【参考情報】 解約にあたり受取額(解約払戻金額)に与える影響について

解約日までの期間による影響

契約日から10年未満に解約する場合、契約日からの経過年数に応じた所定の解約控除額を差引くため、解約払戻金額は、契約日から解約日までの期間が短いほど小さくなり、長いほど大きくなります。



解約日までの期間が短い場合、解約控除額が大きいため、元本割れする可能性が高くなります。

解約控除額については、P12をご確認ください

市場金利による影響(市場調整)

主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時には、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。



市場金利が上がった場合、市場調整により、元本割れすること(金利変動リスク)があります。

金利変動リスクについては、P6をご確認ください

為替レートの変動による影響

契約通貨建ての解約払戻金を円で受取る場合、為替レートの変動による影響を受けるため、解約日の為替レートが円高になれば小さくなり、円安になれば大きくなります。



解約払戻金を円で受取る場合、為替レートの影響により、元本割れすること(為替リスク)があります。

為替リスクについては、P6をご確認ください

2 保障機能

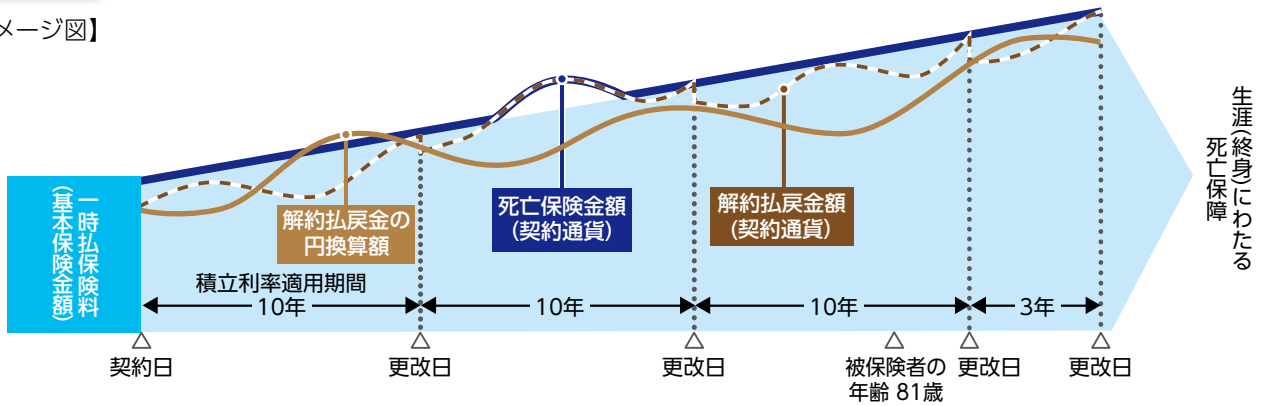
- 死亡保険金は、被保険者が死亡された日の保障基準価格(定期支払コースの死亡保障充実開始日以後は保険金額)をお受取りいただけます。
 なお、死亡された日の保障基準価格が解約払戻金額を下回る場合には、解約払戻金額をお受取りいただけます。
- 死亡保険金は、契約通貨建てで一時払保険料を保証します。



死亡保険金を円で受取る場合、為替レートの影響により、一時払保険料を円に換算した額を下回る可能性があります。

積立コース

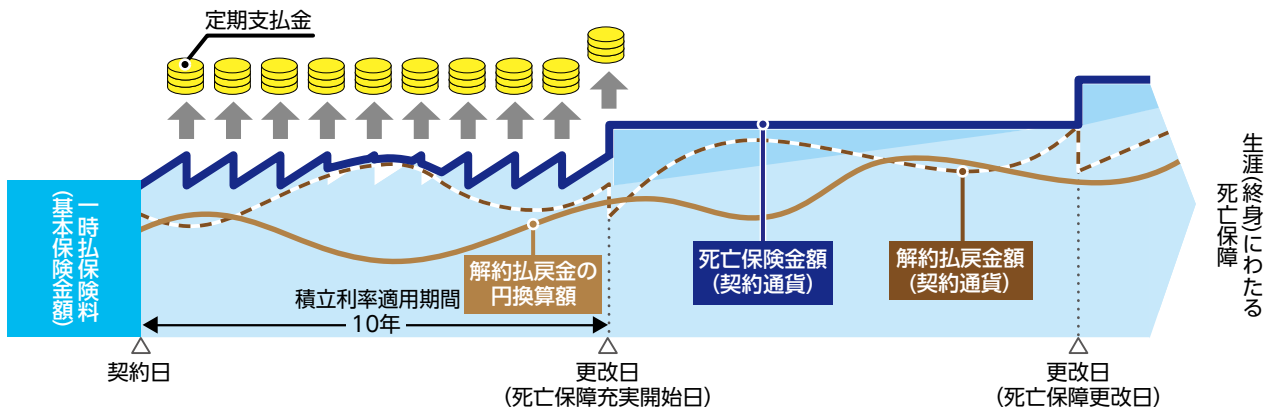
【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。なお、上図の更改日における解約払戻金額(契約通貨)は、保障基準価格と同額となりますが、更改日の翌日に市場調整がマイナスに影響した場合は併せて図示しています。
 ※上図は保険期間を通じて同じ積立利率で運用したと仮定したものです。実際の積立利率は、各更改日に改めます。
 ※契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後、3年ごとの年単位の契約応当日に更改します。

定期支払コース

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。なお、上図の更改日における解約払戻金額(契約通貨)は、保障基準価格と同額となりますが、更改日の翌日に市場調整がマイナスに影響した場合は併せて図示しています。
 ※更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後、3年ごとの年単位の契約応当日に更改します。

【参考情報】

法定相続人が死亡保険金を受取った場合、相続税には、死亡保険金の非課税枠があります。(他の死亡保険金と合算)

非課税限度額=500万円×法定相続人の数



- ・法定相続人(相続を放棄した方や相続権を失った方は含まれません。)以外の方が受取った死亡保険金には非課税枠の適用はありません。
- ・法定相続人の数には、相続を放棄した人を含み、養子がいる場合には算入する養子の数に制限があります。
- ・税制上のお取扱いは2019年2月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

ご契約に適用される保障基準価格、解約払戻金額、死亡保険金額については、保険設計書にてご確認ください。

2. リスク

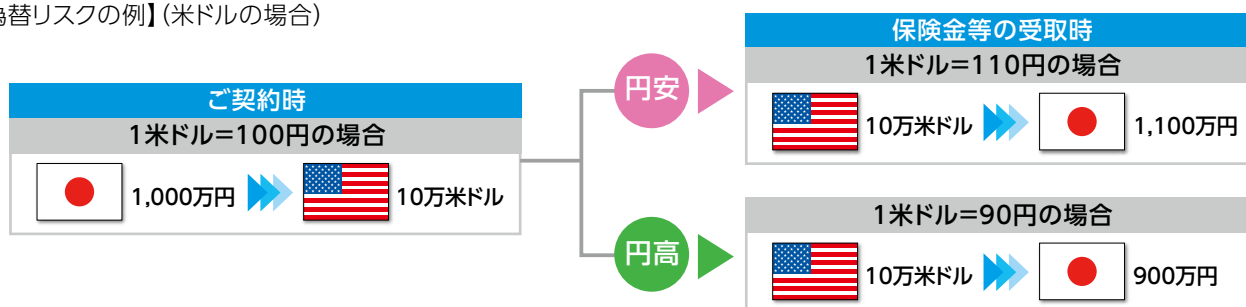
- この保険は、通貨の価格、金利における相場を直接の原因として損失が生ずるおそれがある特定保険契約となります。
- 預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。下記に記載しているリスクは、すべて保険契約者および受取人に帰属するため、リスクを十分にご認識ください。

■本商品の主なリスク

為替リスク

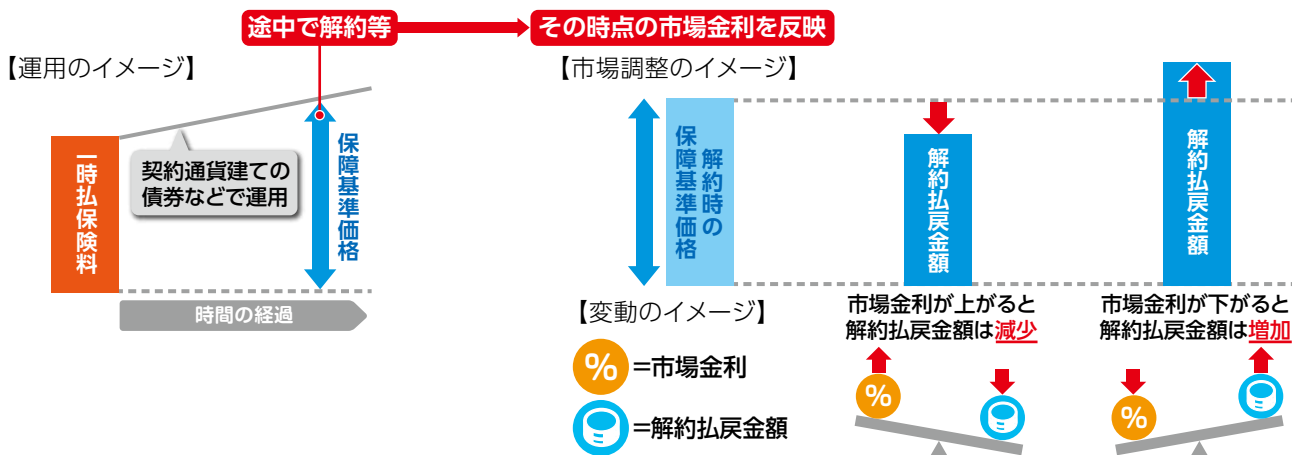
この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

【為替リスクの例】(米ドルの場合)



金利変動リスク

この保険を解約またはその解約払戻金を原資に年金等へ移行する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。



※上図は市場調整を簡易に示したイメージ図であり、解約払戻金における解約控除は考慮していません。



上記のリスクは複合的に発生する場合があります。そのため、予期しない損失が生じる可能性があります。
【例】円安に進行し保障基準価格の円換算額が増加していることを期待して解約したが、金利が上昇したため市場調整により解約払戻金が減少し、損失が生じた。



為替リスク解説動画をHPにて公開していますので、併せてご覧ください。

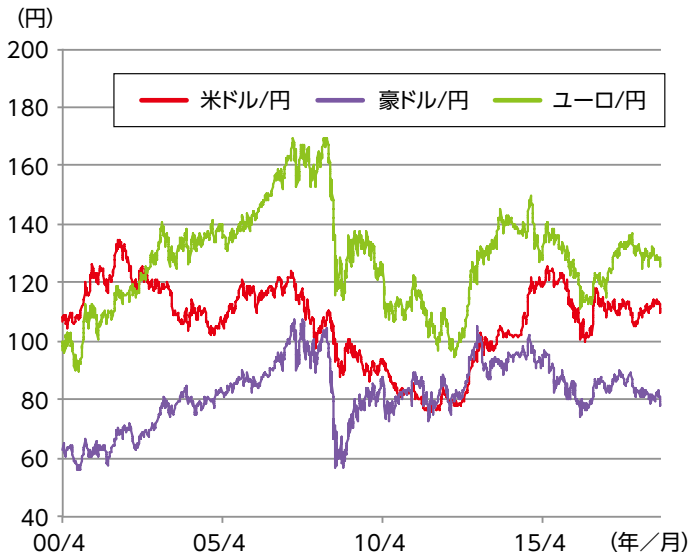


金利変動リスク解説動画をHPにて公開していますので、併せてご覧ください。

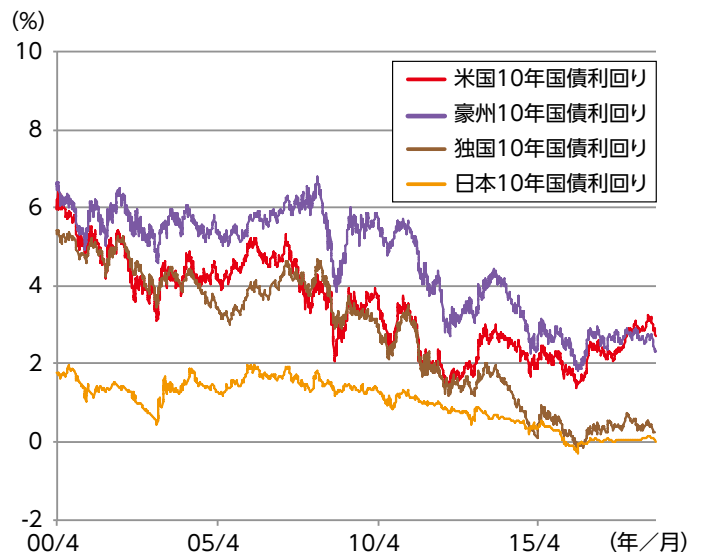


【参考情報】

① 為替レートの推移 (2000年4月末～2018年12月末)

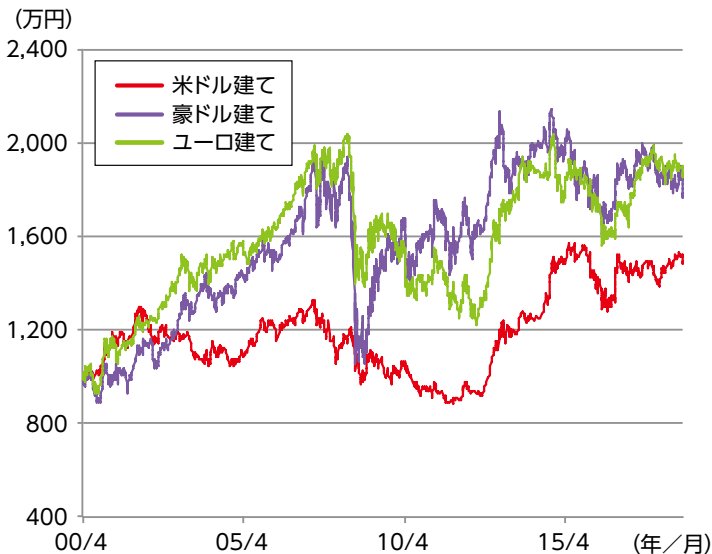


② 10年国債利回りの推移 (2000年4月末～2018年12月末)

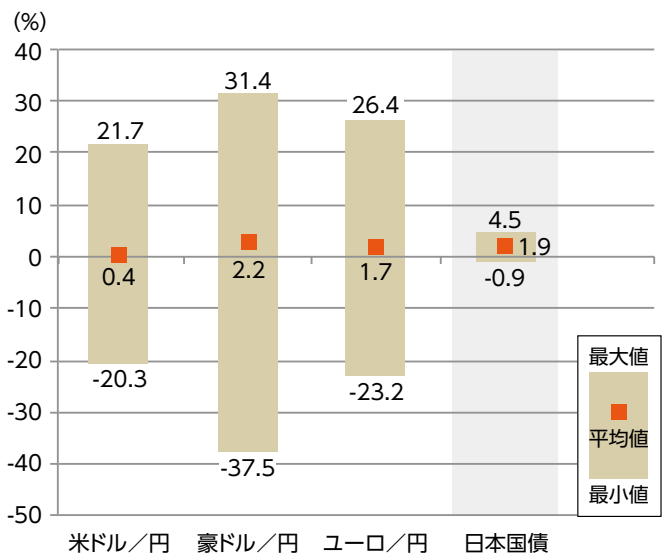


③ 外貨建ての金融商品に投資した場合のシミュレーション

利回りが2%（年複利）の外貨建て（米ドル、豪ドル、ユーロ）の金融商品に2000年4月末に1,000万円投資した場合の円建てでの価格の推移（万円）



④ 外貨及び日本国債の騰落率 (2000年12月末～2018年12月末)



【データ出所】 トムソン・ロイターのデータをもとに三井住友海上プライマリー生命が作成

【騰落率のデータ: 日本国債】 NOMURA-BPI国債

※「④外貨及び日本国債の騰落率」は、12月末日時点の数値を基準とし、1年後の数値に対する騰落率をそれぞれの年ごとに算出し、その期間の最大値、最小値、平均値を表示しています。



・本資料は、情報提供を目的としたものであり、特定の商品を推奨または勧誘するものではありません。
 ・上記の各グラフは過去のデータをもとに示したものであり、いかなる場合も将来の利益を約束するものではなく、見通しを記したものでもありません。また、各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。募集代理店および三井住友海上プライマリー生命は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害につきましても一切責任を負いません。

■ その他留意点

1 クーリング・オフ制度

- この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・ご契約の解除)の対象です。
- お申込みの撤回等があった場合は、すでにお払込みいただいた金額を全額返還いたします。(外貨建て契約において、外貨で保険料をご入金いただいた場合、同額の外貨にて返還いたします。)

2 生命保険会社が経営破綻した場合の取扱い

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- 三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

クーリング・オフ制度等、ご契約のお申込みに際し、特にご注意いただきたい事項を「注意喚起情報」として、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」に記載しております。

3. 実質的な利回り

積立コース

- 積立利率適用期間10年(被保険者の契約年齢が80歳以下)の場合、10年後の契約応当日における解約払戻金額(契約通貨建て)を一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りを実質的な利回りとします。**実質的な利回り=積立利率**となります。
- 積立利率適用期間3年(被保険者の契約年齢が81歳以上)の場合、解約控除の適用期間終了後の最初に到来する更改日である12年後の契約応当日における解約払戻金額(契約通貨建て)を一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りを実質的な利回りとします。**実質的な利回り<積立利率**となります。なお、当初3年間は表示の積立利率、それ以降は最低保証積立利率の0.01%が適用されたと仮定して計算しています。ただし、この仮定の条件において、当初3年間の積立利率が最低保証積立利率と同率の場合は、実質的な利回り=積立利率となります。

※契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後、3年ごとの年単位の契約応当日に更改します。

定期支払コース

- 10年後の契約応当日における解約払戻金額(契約通貨建て)と10年間の定期支払金の受取累計額の合計を一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りを実質的な利回りとします。**実質的な利回り<積立利率**となります。

【例】

契約通貨	契約日の被保険者の満年齢	積立コース		定期支払コース	
		積立利率	実質的な利回り(年複利)	積立利率	実質的な利回り(年複利)
米ドル	0歳～80歳	2.50%	2.50%	2.50%	2.26%
	81歳～87歳	1.00%	0.26%	—	—
豪ドル	0歳～80歳	2.00%	2.00%	2.00%	1.84%
	81歳～87歳	0.50%	0.13%	—	—
ユーロ	0歳～80歳	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%
	81歳～87歳	0.01%	0.01%	—	—

※「実質的な利回り(年複利)」は小数点第3位を四捨五入しています。



- ・10年後、または12年後の契約応当日以外の日付で解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。
- ・ご契約の全ての期間において、解約払戻金を円で受取る場合、為替レートの影響により、元本割れすることがあります。
- ・解約日までの期間が短い場合、解約控除額が大きいため、元本割れする可能性が高くなります。
- ・積立利率及び実質的な利回り(年複利)は外貨建ての利回りであり、円建ての利回りではありません。

- ・最新の積立利率及び実質的な利回り(年複利)については、保険設計書にてご確認ください。
- ・積立利率について、詳しくはP2をご確認ください。

4. 手続・諸費用等

■ ご契約の引受条件等

主な取扱規程等につきましては、P1をご参照ください。なお、本商品の加入にあたって、告知の必要はありません。

■ 税金の取扱い

この保険は、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。

● 一時払保険料の税務

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 定期支払金に対する課税

定期支払額から必要経費控除後の金額に対して、所得税(雑所得)+住民税が課税されます。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税(一時所得)+住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

*「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。



ご注意

税制上のお取扱いは2019年2月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。
なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

■お客さまにご負担いただく諸費用等

項目	費用						
ご契約時	なし						
積立利率適用期間中	<p>積立利率適用期間中に適用される積立利率適用期間ごとの積立利率は、契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。したがって、保険期間中に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日および更改日における契約通貨ならびに積立利率適用期間によって異なります。</p> <p>※保険関係費とは、死亡保障に備えるための死亡保障費率、積立利率を保証するための積立利率保証費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。また、定期支払特約を付加した場合は定期支払金を支払うための保険関係費率が含まれます。</p>						
定期支払コースにおける死亡保障充実開始日以後	<p>死亡保障充実開始日以後の保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、死亡保障充実開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいたものとなるため、ご契約時には定まっていません。</p>						
外貨で契約を締結することで生じる費用	<ul style="list-style-type: none"> 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円で受取る場合、または円建終身へ移行する場合のレートは、仲値（TTM）に対し、次のとおりとなります。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>円入金特約により、保険料を円で入金する場合の円入金特約レート（TTS）</td> <td>TTM+50銭</td> </tr> <tr> <td>外貨入金特約により、保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート</td> <td>(契約通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)</td> </tr> <tr> <td>円支払特約により保険金等を円で受取る場合、円建終身へ移行する場合、または介護年金を円で受取る場合の円支払特約レート（TTB）</td> <td>TTM-50銭</td> </tr> </tbody> </table>	円入金特約により、保険料を円で入金する場合の円入金特約レート（TTS）	TTM+50銭	外貨入金特約により、保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)	円支払特約により保険金等を円で受取る場合、円建終身へ移行する場合、または介護年金を円で受取る場合の円支払特約レート（TTB）	TTM-50銭
円入金特約により、保険料を円で入金する場合の円入金特約レート（TTS）	TTM+50銭						
外貨入金特約により、保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)						
円支払特約により保険金等を円で受取る場合、円建終身へ移行する場合、または介護年金を円で受取る場合の円支払特約レート（TTB）	TTM-50銭						
年金支払期間中*	<p>年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。（年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。）</p>						
解約またはその解約払戻金を原資に年金等へ移行する時	<p>契約日から解約日（年金等へ移行する日）までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率（5%～0.5%）を契約日の基本保険金額に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。</p> <p>※積立コースの場合、円建終身への移行後は、解約控除の適用はありません。</p>						

* 遺族年金支払特約、介護年金移行特約または年金移行特約の年金支払期間中を指します。

■解約払戻金について

解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

$$\text{解約払戻金額} = \text{①市場調整価格} - \text{②解約控除額}$$

$$\text{①市場調整価格} = \text{A 解約日の保障基準価格*1} - \text{B 市場調整額}$$

市場調整額は次のとおりとします。

(1) 解約日が更改日の場合

$$\text{B 市場調整額} = 0$$

(2) (1)以外の場合

$$\text{B 市場調整額} = \text{A 解約日の保障基準価格*1} \times (j - i + 0.5\%) \times \text{解約日における残存期間*2}$$

▶市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

※j は、解約日における残存期間*2に応じた市場調整利率*3です。

※i は、契約日または直前の更改日のいずれか近い日における残存期間*2に応じた市場調整利率*3です。

*1 保障基準価格とは、基本保険金額に積立利率を適用して経過した期間により計算した価格です。定期支払コースの場合、死亡保障充実開始日以後は、保険金額を基準として経過した年月数により計算した価格です。

*2 残存期間は、次に到来する予定であった更改日までの期間をいい、月単位で計算します。(端数日は切り上げます。)例えば、残存期間が2年6か月の場合、2.5年として計算します。

*3 三井住友海上プライマリー生命が定める市場調整利率は、所定の日における指標金利に残存期間に応じた補正を行った利率とします。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



契約日または直前の更改日における市場調整利率と、解約日における市場調整利率が同値であった場合でも、市場調整が解約払戻金額に与える影響はマイナスとなります。

$$\text{②解約控除額} = \text{契約日の基本保険金額} \times \text{所定の解約控除率}$$

●解約控除率

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
解約控除率	5%	4.5%	4%	3.5%	3%	2.5%	2%	1.5%	1%	0.5%	0%

■三井住友海上プライマリー生命が募集代理店に支払う代理店手数料について(2019年5月7日現在)

生命保険契約の募集や契約手続き、また契約後の照会対応等の対価として、以下の手数料率を乗じた手数料を、引受保険会社から募集代理店に対して支払います。

この手数料は、引受保険会社が募集代理店に支払うものであり、お客さまにご負担いただくものではありません。

契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	一時払保険料(基本保険金額)に対する手数料率	
	契約時手数料(初年度)	継続手数料*4(年率)
0歳～75歳	4.80%	0.10%
76歳～80歳	4.00%	
81歳～87歳	3.00%	

*4 継続手数料は、契約が継続している場合、第2保険年度から第6保険年度まで最大5年分を支払います。

募集代理店



〒940-8650
長岡市大手通二丁目2番地14
TEL.0258-35-3111
<http://www.hokuetsubank.co.jp/>



〒940-0083
長岡市宮原2丁目13番23号
TEL.0258-32-1394

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル 0120-125-104
<http://www.ms-primary.com>

EL

無配当外貨建個人年金保険(積立利率更改型)

1. 商品の特徵

特徴① 日本より比較的金利の高い国の国債などで運用する「外貨建個人年金保険」です。

- ・指定通貨を「豪ドル」または「米ドル」からお選びいただけます。
- ・積立利率は10年ごとに更改されます。(更改後の積立利率は、ご契約時に定められた最低保証積立利率を下回ることはありません。)

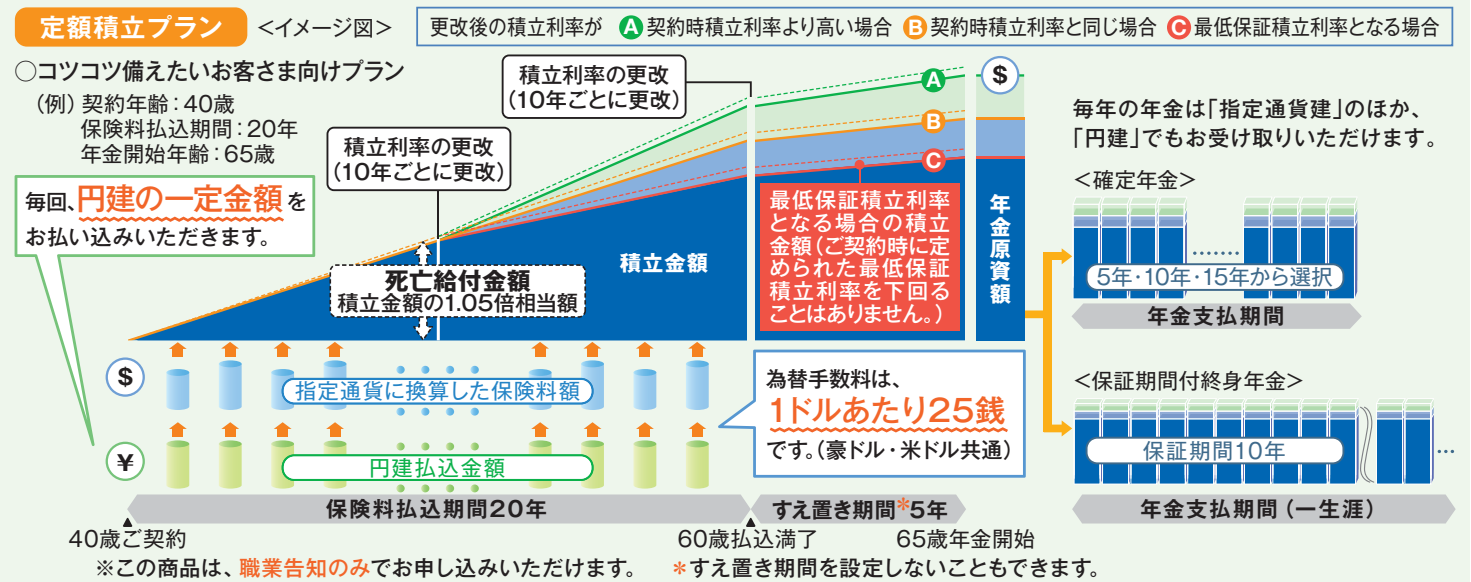
特徴② 為替リスクを抑えるしくみがあります。

- ・毎回、円建の一定金額をお払い込みいただくため、ドルコスト平均法により為替リスクの軽減が期待できます。
- ・契約日からその日を含めて10年経過後であれば、円安が続いた場合などに、保険料のお払い込みを一時的に停止することができます。
- ・年金を円に換算してお支払いするか、指定通貨のまますえ置かかを自動的に判定することができます。

特徴③ 個人年金保険料控除により所得税・住民税が軽減されます。

- ・個人年金保険料税制適格特約を付加*することにより、円建払込金額が個人年金保険料控除の対象となります。
- *所定の条件を満たす必要があります。

2. 商品のしくみ



3. 主な取扱規程 **!** この商品は、金利情勢等により、新たな保険契約のお申し込みをされる場合の各種お取り扱い等を変更することがあります。

指定通貨	豪ドルまたは米ドル	契約年齢範囲	【確定年金】0歳～70歳 【保証期間付終身年金】18歳～70歳
主な保障内容	●被保険者が次の支払事由に該当されたとき、年金・死亡給付金をお支払いします。		
	支払事由		給付の種類
	年金開始日以後	保証期間付終身年金 保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡のとき 確定年金 年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき 年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡のとき	年金 残存保証期間中の未払年金の現価 年金 残存年金支払期間中の未払年金の現価
	年金開始日前	死亡のとき	死亡給付金
最低円建払込金額(月払換算)	●年金・死亡給付金は、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いすることもできます。		
保険料払込期間	保険料払込期間10年～15年の場合：15,000円、保険料払込期間16年以上の場合：10,000円		
すえ置き期間	【確定年金】16歳・17歳・18歳・22歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳払済、10年・15年・20年払込 【保証期間付終身年金】50歳・55歳・60歳・65歳払済、10年・15年・20年払込 ※歳払済の場合、保険料払込期間は10年よりお取り扱いします。		
年金種類	【年払込】1年～15年の各年 【歳払済】5年・10年・15年 ※16歳・17歳・18歳・22歳払済はすえ置き期間の設定はできません。		
解約返戻金	あり	配当金	なし
付加可能な特約	円換算払込特約(必須付加)、円換算支払特約、自動すえ置き機能付円換算支払特約、円建年金移行特約、指定代理請求特約、個人年金保険料税制適格特約		
保険料の前納	全期前納および1年以内の月払前納のみお取り扱いします。		

! この資料では、オーストラリア連邦通貨を「豪ドル」、アメリカ合衆国通貨を「米ドル」と表記しています。
この商品は大樹生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金ではありません。したがって、預金保険制度の対象外となります。また、元本割れすることがあります。この商品には諸費用がかかり、為替リスクがあります。**裏面も必ずご確認ください。**

お客さまにご負担いただく費用について

以下の費用の合計額となります。

① 保険契約関係費用として、以下の費用がかかります。

- ア.年金開始日前には、お払い込みいただいた保険料のうち、その一部を保険契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用にあてます。また、ご契約後も積立金からこれらの費用を毎月控除します。
- イ.上記の費用のほかに、解約される場合には、契約日から10年間は、経過期間（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて、積立金に対する比率「 $1.7\% \times$ 保険料払込期間（年数）」を上限に、積立金から所定の金額を控除します。この比率は、経過期間により減少します。
- ウ.年金開始日以後には、年金を維持・管理するための費用として、指定通貨建の年金を受け取る場合には、責任準備金額に 0.25% （年率）を乗じて得た金額を、円建年金移行特約を付加して円建の年金を受け取る場合には、責任準備金額に 1.0% （年率）を上限とする率を乗じて得た金額を、責任準備金から毎月控除します。

② 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用として、以下の費用がかかります。

ア.円建払込金額をお払い込みいただく場合、円建払込金額を指定通貨建の保険料に換算する際に適用する大樹生命所定の円換算レート（払込用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート（払込用）	換算基準日における大樹生命が指定する取引銀行のTTM（電信売買相場の仲値）+0.25円*
-------------	--

イ.次の〈1〉〈2〉〈3〉に適用する大樹生命所定の円換算レート（支払用）には、為替手数料が含まれます。

- 〈1〉円換算支払特約を付加して年金、死亡給付金などを円に換算してお支払いする際
〈2〉自動すえ置き機能付円換算支払特約を付加して年金を円に換算してお支払いする際
〈3〉円建年金移行特約を付加して年金原資額を円に換算して円建の年金に移行する際

円換算レート（支払用）	換算基準日における大樹生命が指定する取引銀行のTTM（電信売買相場の仲値）-0.25円*
-------------	--

ウ.年金、死亡給付金などを指定通貨でお支払いする場合、指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となり、ご利用される金融機関により諸手数料が必要な場合や、大樹生命からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。これらは金融機関により異なるため、一律に記載することができません。

* 2019年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

※①のア.の費用は年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。①のウ.の円建の年金を受け取る場合の率は年金開始日の予定利率に応じて定まるため、記載することができません。

為替リスクについて

外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、この保険には、次のような為替リスクがあります。

これらの為替リスクは、ご契約者および受取人に帰属します。

- 円建払込金額を指定通貨に換算した保険料額は、円換算レート（払込用）の変動の影響を受けるため、お払い込み時の円換算レート（払込用）により、お払い込みのたびに増減します。
- 円に換算してお支払いする年金額およびその累計額や死亡給付金額、円建年金移行特約を付加して円に換算する年金原資額は、円換算レート（支払用）の変動の影響を受けるため、ご契約時の円換算レート（支払用）で円に換算した年金額およびその累計額や死亡給付金額、円建年金移行特約を付加して円に換算する年金原資額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。
- 円に換算してお支払いする年金額の累計額や死亡給付金額、円建年金移行特約を付加して円に換算する年金原資額は、円換算レート（支払用）の変動の影響を受けるため、円建払込金額の累計額（元本）を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

大樹生命から募集代理店へお支払いする販売手数料について[手数料支払期間:5年]

販売手数料として、円建払込金額の総額に対して以下の割合を乗じた金額を上限に、大樹生命から募集代理店に対して支払われます。

保険料払込期間		10年～14年	15年～19年	20年～24年	25年～29年	30年以上
円建払込金額の総額に対する年間の手数料率	1年目	2.26%を上限	2.27%を上限	2.26%を上限	2.21%を上限	2.17%を上限
	2～5年目	0.04%を上限	0.04%を上限	0.04%を上限	0.04%を上限	0.04%を上限

※当該販売手数料は、「お客さまにご負担いただく費用について」に記載の費用に追加してお客さまにご負担いただくものではありません。

[募集代理店]

[引受保険会社]

大樹生命保険株式会社
日本生命グループ

〒100-8123 東京都千代田区大手町 2-1-1
☎ 0120-312-808（お客様デスク）
お問合せ時間：平日9:00～17:00
（土・日・祝日・年末年始を除く）
<https://www.taiju-life.co.jp/>